

社会福祉審議会の概要

1 社会福祉審議会とは

社会福祉に関する事項を専門家の立場から調査・審議するために都道府県並びに政令市及び中核市に設置されるもので、各福祉事業に関する事項を調査し、市長の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置されるものです。

2 審議会の所管事項

社会福祉に関する事項

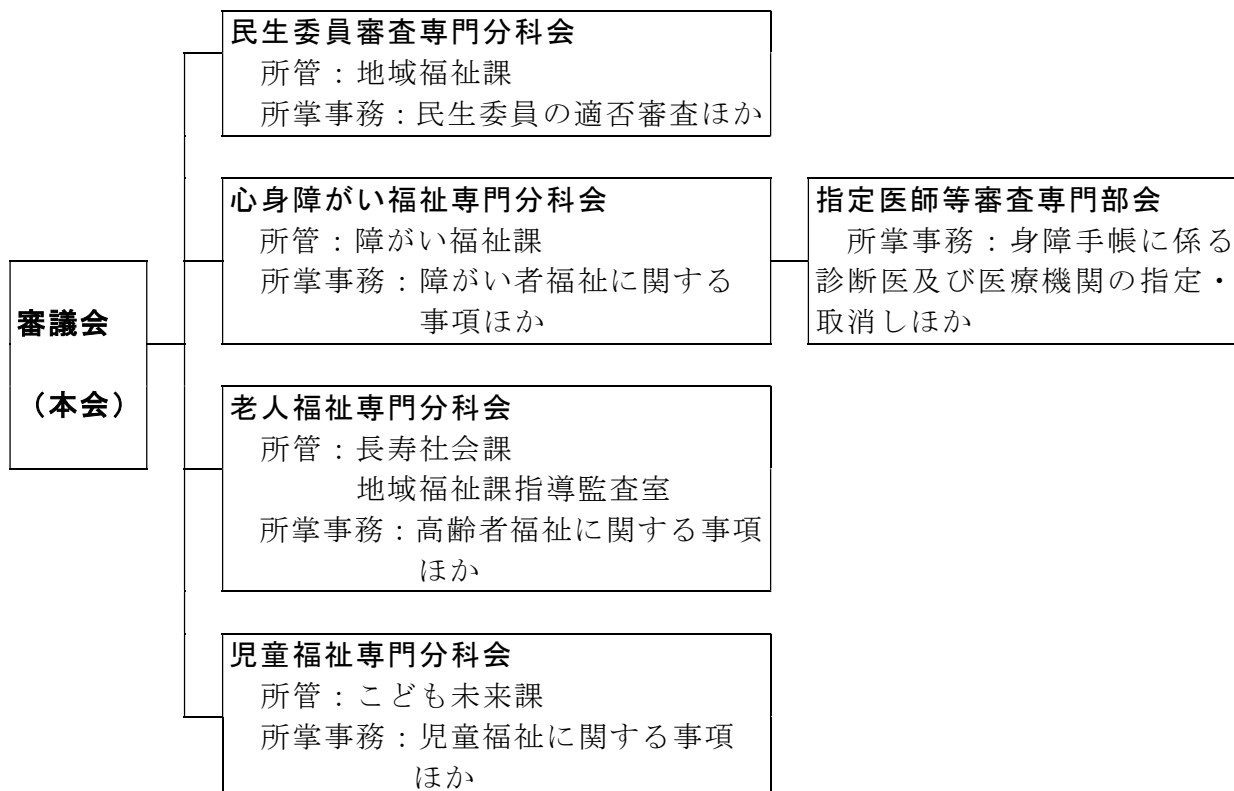
＜具体的な審議事項＞

- ・ 社会福祉法人の設立認可に係る審査
- ・ 社会福祉施設（障がい者施設、特別養護老人ホーム等）の整備に係る審査
- ・ 社会福祉法人が作成する社会福祉充実計画(地域公益事業を行う場合)に係る意見
- ・ 社会福祉に関する各種計画策定に係る意見
- ・ 別表の法令に基づく調査審議事項

3 審議会の組織

社会福祉審議会の所掌事項は、福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための「専門分科会」及びその専門分科会内に「部会」を設置します。委員は、いずれかの分科会に所属いただきます。また、部会は、委員・臨時委員で構成されます。

委員は、市議会の議員、社会福祉事業に従事するもの、学識経験者のうちから任命させていただき、任期は3年です。



4 審議会の公開

審議会等の会議は、法令その他に定めがある場合その他会議の運営上支障がある場合などを除き、原則として公開としています。

別表

1 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否等に関する事項を調査審議すること

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
市長が厚生労働大臣に民生委員を推薦する場合における民生委員推薦会の推薦者に対する意見	民生委員法 第5条第2項
市長が民生委員推薦会の推薦者が適当でないと認めるときに、推薦会に民生委員の再推薦を命じる際の意見	民生委員法 第7条第1項
上記において推薦会が再推薦をしないときに、市長が適当と認める者を定め、厚生労働大臣に推薦する際の意見	民生委員法 第7条第2項
市長が民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申する際の同意	民生委員法 第11条第2項
審議会が民生委員の解嘱を審査する際の本人への事前通告	民生委員法 第12条第1項

2 心身障がい福祉専門分科会

障がい者の福祉に関する事項を調査審議すること。

障がい児の福祉に関する事項を調査審議すること。

・指定医師等審査専門部会

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成する医師の指定に係る意見	身体障害者福祉法 第15条第2項
上記指定医師の取消しに係る意見	身体障害者福祉法施行 令第3条第3項
身体障害者手帳の交付申請の却下に係る意見	身体障害者福祉法施行 令第5条第1項
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る意見	障害者総合支援法 第59条第1項
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更に係る意見	障害者総合支援法 第64条
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の取消に係る意見	障害者総合支援法 第68条第1項

3 老人福祉専門分科会

高齢者福祉に関する事項を調査審議すること。

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
市長が老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター等の事業の制限または停止を命じる場合の意見	老人福祉法 第18条の2第3項
市長が養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業の廃止命令、設置許可を取り消す場合の意見	老人福祉法 第19条第2項

4 児童福祉専門分科会

児童福祉等に関する事項を調査審議すること。

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
母子家庭等の福祉に関する事項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第 7 条
母子保健に関する事項	母子保健法 第 7 条
市長が地域型保育事業の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第 3 4 条の 1 5 第 4 項
市長が保育所の設置の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第 3 5 条第 6 項
設備・運営が最低基準に達せず、かつ有害と認められる児童福祉施設の事業停止命令を市長が行う場合の意見	児童福祉法 第 4 6 条第 4 項
市長が認可外児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令を行う場合の意見	児童福祉法 第 5 9 条第 5 項
市長が幼保連携型認定こども園の認可を行う場合の意見	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 3 項
市長が幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令を行う場合の意見	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 1 条第 2 項
市長が幼保連携型認定こども園の認可の取り消しを行う場合の意見	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 2 条第 2 項
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定める場合の意見	子ども・子育て支援法 第 7 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときの意見	子ども・子育て支援法 第 7 7 条第 1 項第 3 号
子ども・子育て支援事業計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議	子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項第 4 号
母子福祉資金貸付金の貸付中止時の意見	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 1 3 条

○鳥取市社会福祉審議会条例

平成29年12月22日

鳥取市条例第44号

改正 平成31年3月25日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(本条…一部改正〔平成31年条例12号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

- 2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(1項…一部改正〔平成31年条例12号〕)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取市社会福祉審議会条例の廃止)

- 2 鳥取市社会福祉審議会条例(昭和48年鳥取市条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳥 取 市 社 会 福 祉 審 議 会 規 程

（目的）

第 1 条 この規程は、鳥取市社会福祉審議会条例（平成 29 年鳥取市条例第 44 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定により、鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（副委員長及び副分科会長）

第 2 条 審議会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、条例第 5 条の規定により指名された者とする。
- 3 各専門分科会に副分科会長を置く。
- 4 副分科会長は、専門分科会長がその専門分科会に属する委員から指名する。
- 5 副分科会長は、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときにその職務を代理する。

（部会の設置等）

第 3 条 心身障がい福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため、指定医師等審査部会を置く。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

（分科会の分掌事務）

第 4 条 民生委員審査専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 民生委員に関する事項を調査審議すること。
 - (2) 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 5 条第 2 項並びに同法第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見に関し、審議すること。
 - (3) 民生委員法第 11 条第 2 項の規定による同意に関し、審議すること。
 - (4) 民生委員法第 12 条の規定による通告等を行うこと。
- 2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
- (1) 障がい者の福祉に関する事項を調査審議すること。
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 2 項及び同法施行令（昭和 25 年政令第 78 号。以下「令」という。）第 3 条第 3 項の規定による意見に関し、審議すること。

- (3) 令第5条第1項の規定による諮問に関し、審議すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第9項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。

3 老人福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 老人の福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 老人福祉法第19条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項、同法第35条第6項、同法第46条第4項及び同法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、同法第21条第2項及び同法第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までの規定による意見に関し、審議すること。
- (5) 子ども・子育て支援法第77条第1項第4号の規定による調査審議を行うこと。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条の規定による意見に関し、審議すること。

（部会の分掌事務）

第5条 指定医師等審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第4条第2項第1号に規定する事項のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条の規定による指定自立支援医療機関の指定、同法64条の規定による指定自立支援医療機関の変更及び同法第68条の規定による指定自立支援医療機関の取消について、専門的審査が必要となる事項に関し、審議すること。
- (2) 第4条第2項第2号の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 第4条第2項第3号の規定による諮問に関し、審議すること。

（専門分科会の招集）

第6条 専門分科会は、委員長が必要と認めたとき、又は専門分科会長が審議すべき事項を

示して要請し、その必要があると認めたとき、委員長が招集する。

(部会の招集等)

第7条 部会は、専門分科会長が必要と認めたとき、招集する。

2 部会は、部会長が議長となる。

3 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会の決議等)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条第3項の規定により、民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 他の専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

(部会の決議等)

第9条 指定医師等審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の専門分科会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月25日から施行する。

○社会福祉法 (抜粋)

(昭和二十六年三月二十九日)

(法律第四十五号)

第二章 地方社会福祉審議会

(平一一法一六〇 (平一二法一一一) ・改称)

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(昭三八法一三三・昭五八法七八・平六法四九・平七法九四・平一一法八七・一部改正、平一二法一一一・旧第六条繰下、平一一法一六〇 (平一二法一一一) ・一部改正)

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(平二五法四四・全改)

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(昭三三法四四・昭三八法一三三・昭五三法五五・昭六〇法九〇・平六法四九・一部改正、平一二法一一一・旧第八条繰下、平一一法一六〇 (平一二法一一一) ・平二五法四四・一部改正)

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(平一二法一一一・旧第九条繰下、平一一法一六〇 (平一二法一一一) ・一部改正)

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(昭三八法一三三・昭六〇法九〇・平六法五六・一部改正、平一二法一一一・

旧第十条繰下、平一一法一六〇(平一二法一一一)・一部改正)

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(昭六〇法九〇・全改、平六法四九・一部改正、平一二法一一一・旧第十一

条繰下・一部改正、平一一法一六〇(平一二法一一一)・平二五法四四・平二八法四七・一部改正)

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三八法一三三・全改、平一二法一一一・旧第十二条繰下、平一一法一六

〇(平一二法一一一)・一部改正)